うつくしま浜街道プロモーション動画制作事業業務委託仕様書

１　委託業務名

　　うつくしま浜街道プロモーション動画制作事業業務

２　事業目的

　　福島県浜通り地方の13自治体からなるうつくしま浜街道観光推進会議において、これまでSNSや駅メディア等を活用した情報発信を行ってきたところであるが、浜通り地方の知名度向上と観光誘客の促進を図るため、専門的な知識・経験等を有する事業者を公募型プロポーザル方式により広く募集し、より強力なプロモーションを実施するもの。

３　委託期間

　　契約締結日から令和４年３月31日まで

４　委託料（上限額）

　　6,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

５　委託業務の内容

　⑴　うつくしま浜街道観光推進会議プロモーション動画の制作

　　　次の要件を満たす具体的な動画企画内容を提案すること。

　　①　浜通り各エリアの紹介

　　　浜通りにおける各エリア（各市町村）の魅力を伝えられる動画企画内容とすること。

　　〈各エリア内容〉

　　　相馬エリア（新地町・相馬市・南相馬市・飯舘村）

　　　双葉エリア（浪江町・葛尾村・双葉町・大熊町・富岡町・川内村・楢葉町・広野町）

　　　いわきエリア（いわき市）

　　②　著名人の起用

　　　可能な限り著名人を招請し、動画に出演していただくこと。

　　　招請する著名人は、浜通りにゆかりがある等の、情報発信に適した人物が望ましい

が、必ずしもこの限りではない。

　　　例１：「福島を楽しんでもらう」プロジェクト等、県と関わりのあるタレントに各エリアを担当していただき、各自治体職員や地元民等と触れあいながら紹介していただく。

　　　例２：タレント、芸人等に各エリアの架空の地元有名人に扮していただき、各地区を紹介していただく。

　⑵　制作したプロモーション動画の周知

　　　制作したプロモーション動画については、Youtube広告等のWEB広告により情報発

信・周知を行うこと。

採用されたプロモーション企画については、必要に応じてうつくしま浜街道観光推進会議委員と協議し、業務を遂行することとする。

６　提出書類

　　受託者は、次の号に掲げる書類を委託者が指定する日まで提出しなければならない。

　　⑴　着手届（事業着手後、直ちに提出）

　　⑵　完了届（事業終了後、直ちに提出）

　　⑶　事業実績報告書

　　　　受託者は、本事業における課題を整理し、速やかに委託者に提出すること。

　⑷　その他必要と認める書類

７　特記事項

　　⑴　機密保持等

　　　　受託者は、本仕様書に定めるところのほか、いわき市個人情報保護条例、その他関係法令を遵守するものとする。

　⑵　その他

　　　①　本仕様書に疑義が生じた場合、委託者と受託者が協議のうえ委託業務を遂行するものとする。

②　本仕様書に定めのない事項については、委託者と受託者が協議のうえ定めるものとする。

８　提出場所及び担当部署

〒970-8686　いわき市平字梅本21番地（いわき市役所５階）

うつくしま浜街道観光推進会議　総括事務局

（いわき市観光交流室　観光交流課　観光企画係）　大和田

電話：0246-22-1292　FAX：0246-22-7581

９　事業を受託した場合の留意事項等

⑴　業務の実施にあたり、関係法令を遵守すること。

⑵　業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができない。ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、本会議と協議の上、業務の一部を委託することができる。

⑶　業務の実施にあたっては、本会議と連絡調整等を密に行い、十分な協議を行いながら業務を進めることとし、業務内容及び本仕様書の内容に疑義が生じたときには、その都度本会議と協議の上、本会議の指示に従い業務を進めるものとする。

⑷　業務で取り扱うこととなる個人情報の管理は適切に実施すること。

⑸　本業務の履行にあたり、第三者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、その損害の原因が、不可抗力、その他やむを得ない事由によるときは、その都度本会議と協議の上、対応すること。

⑹　第三者から著作権、特許権、その他知的財産権の侵害の申立てを受けた場合、責任をもって処理すること。